第４０号議案説明資料

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

（下線部分は，改正部分）

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現　行</th></tr>
<tr>
<td>
別表第1（第3条関係）
地区整備計画の区域
<table>
<tr><th>名称</th><th>区域</th></tr>
<tr><td>1　南芦屋浜地区地区整備計画区域
（平成13年芦屋市告示第46号　決定）
（平成14年芦屋市告示第150号　変更）
（平成16年芦屋市告示第91号　変更）
（平成19年芦屋市告示第107号　変更）
（平成22年芦屋市告示第108号　変更）
（平成24年芦屋市告示第69号　変更）
（平成25年芦屋市告示第113号　変更）
（平成26年芦屋市告示第16号　変更）</td><td>都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）南芦屋浜地区地区計画のうち，地区整備計画が定められた地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">2～21　（省略）</td></tr>
</table>
備考　（省略）
別表第2（第4条―第9条関係）
地区計画区域内の制限
1　南芦屋浜地区地区整備計画区域
<table>
<tr><td>ア</td><td>計画地区の区分</td><td>低層住宅地区～センター地区</td><td>マリーナ地区</td><td>生活利便地区～公共施設地区</td></tr>
</table>
</td>
<td>
別表第1（第3条関係）
地区整備計画の区域
<table>
<tr><th>名称</th><th>区域</th></tr>
<tr><td>1　南芦屋浜地区地区整備計画区域
（平成13年芦屋市告示第46号　決定）
（平成14年芦屋市告示第150号　変更）
（平成16年芦屋市告示第91号　変更）
（平成19年芦屋市告示第107号　変更）
（平成22年芦屋市告示第108号　変更）
（平成24年芦屋市告示第69号　変更）
（平成25年芦屋市告示第113号　変更）</td><td>都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）南芦屋浜地区地区計画のうち，地区整備計画が定められた地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">2～21　（省略）</td></tr>
</table>
備考　（省略）
別表第2（第4条―第9条関係）
地区計画区域内の制限
1　南芦屋浜地区地区整備計画区域
<table>
<tr><td>ア</td><td>計画地区の区分</td><td>低層住宅地区～センター地区</td><td>マリーナ地区</td><td>生活利便地区～公共施設地区</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

改正案	現　行

改正案

イ～カ	（省略）				
キ	建築物の高さの最高限度	(ア)最高限度	（省略）	40メートル	
		(イ)例外			

2～21の表　（省略）

現　行

イ～カ	（省略）				
キ	建築物の高さの最高限度	(ア)最高限度	（省略）		
		(イ)例外			

2～21の表　（省略）

1 南芦屋浜地区地区計画　区域図

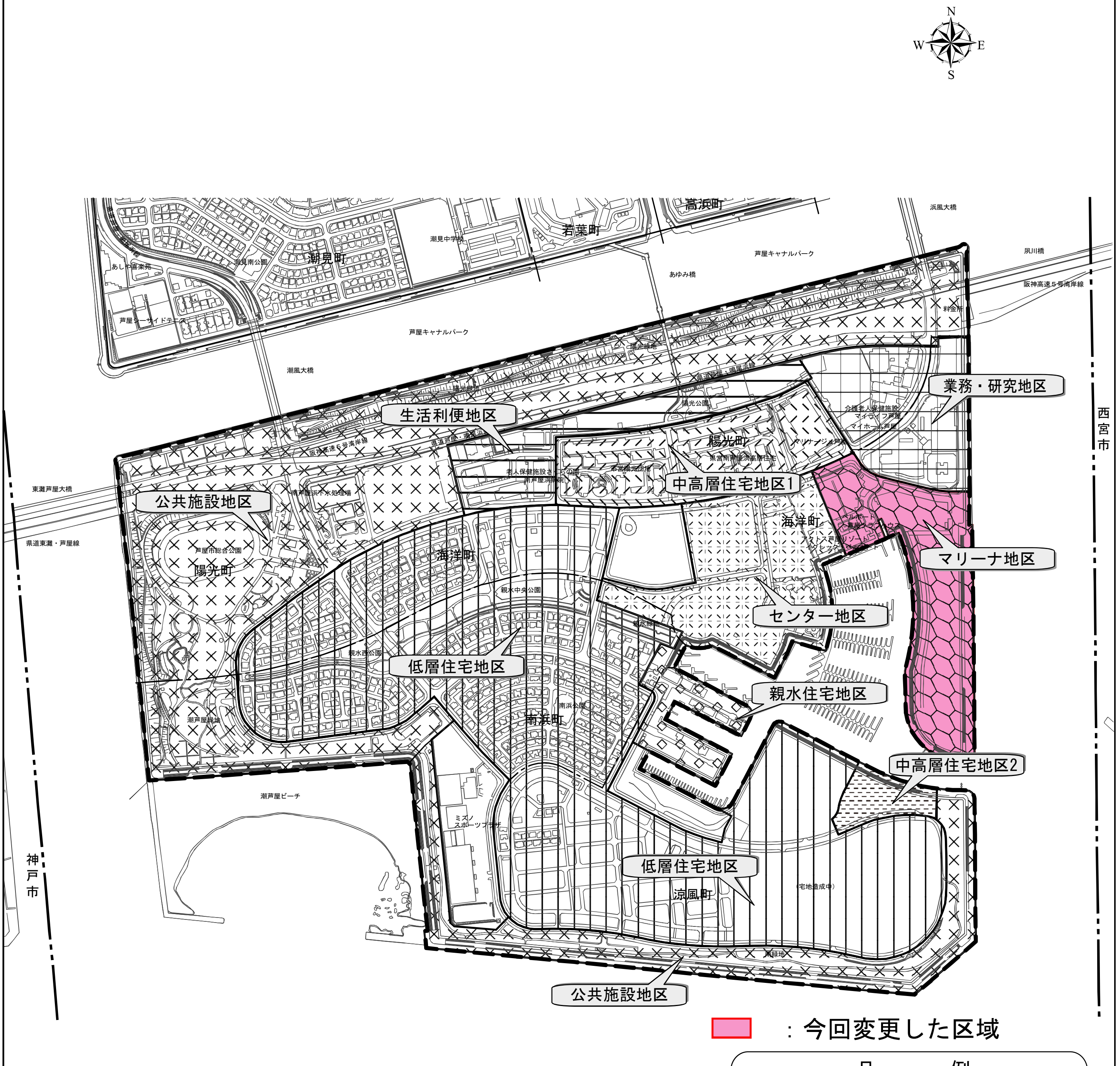

凡　　例

- ：地区計画区域
- ：低層住宅地区
- ：中高層住宅地区1
- ：中高層住宅地区2
- ：親水住宅地区
- ：センター地区
- ：マリーナ地区
- ：生活利便地区
- ：業務・研究地区
- ：公共施設地区

0　0.25　0.5 km

縮尺　１：１０，０００